



# 承認工場研修会

～承認工場に対する理解を深めるために～

平成29年度  
長崎税関監視部  
保税地域監督官

# 説明内容

## ■ 定率法第13条承認工場

- ◆ 免税制度の趣旨・制度の変遷・承認要件
- ◆ 大事なこと・主な手続き
- ◆ 義務・制限
- ◆ 飼料製造の条件と規格
- ◆ 役割と責任
- ◆ 製造終了届

## ■ 暫定法第9条の2承認工場

- ◆ 定13条承認工場との関係

## ■ 承認工場における内部監査

# ■ 定率法第13条承認工場

# 免税制度の趣旨

## 関税定率法第13条承認工場制度の趣旨



- ▼ 飼料の製造に使用される輸入原料品(とうもろこし、こうりゃんその他  
グレンソルガム等)の **関税負担を軽減し**、
- ▼ 良質かつ低廉な飼料を畜産農家等に対し安定供給することにより、
- ▼ 畜産業、水産業等の育成と国民生活の安定等を図ろうとするものです。



農産物の国内生産者への影響を配慮し、原料の横流し(コーンスターチ製造用等)を防止するとともに、本制度の趣旨・目的に沿った  
適正な実施及び関税債権を確保するため、



**承認制度**

**用途外使用・同種原料品の混用使用の制限**

**製品検査**

**記帳義務等**

が課せられています。

⇒ 税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられています。

# 制度の変遷

## 単体飼料

## 配合飼料

### ● 平成元年

○ 畜産物の生産コストの低減を図るため、単体飼料(加熱圧ペンとうもろこし)について関税割当制度を導入。

○ 免税輸入された原料が飼料以外の用途に横流しされることを防止するため、飼料の製造に当たって、関税定率法施行規則の別表による点数制(免税原料品に一定割合の副原料を混入することが要件)とされていた。

### ● 平成8年

○ 単体飼料における関税割当制度実施状況を踏まえ、加熱圧ペンとうもろこし等、加熱処理を行った単体飼料の原料(とうもろこし、こうりゃん)について、免税制度を導入。

○ ウルグアイラウンドにより、畜産物に係る関税が順次引き下げられる中、平成8年度から、関税定率法施行規則の改正が行われ、点数制の大幅な見直しが行われ、現在に至っている。

### ● 平成29年

○ 平成29年度から、関税定率法施行規則の改正が行われ、

- ・ 規則別表第四号において配合飼料の全重量の2%以上配合することとされているたん白原料に、大豆油かす等の植物性たん白原料を追加
- ・ 別表第二号及び第四号において配合飼料に一定の割合以上配合する免税原料品等に、免税原料品と同種の国産品等を追加

と従来より原材料に関して緩和。

※丸粒とうもろこしについては、関税割当制度を平成7年度から導入。

※従前、配合飼料の原料として免税原料品であった脱脂粉乳及びホエイパウダーについては、ウルグアイラウンドにより、平成7年度から関税割当制度に移行。

# 承認要件

## 定率法基本通達 13-1 (承認要件)

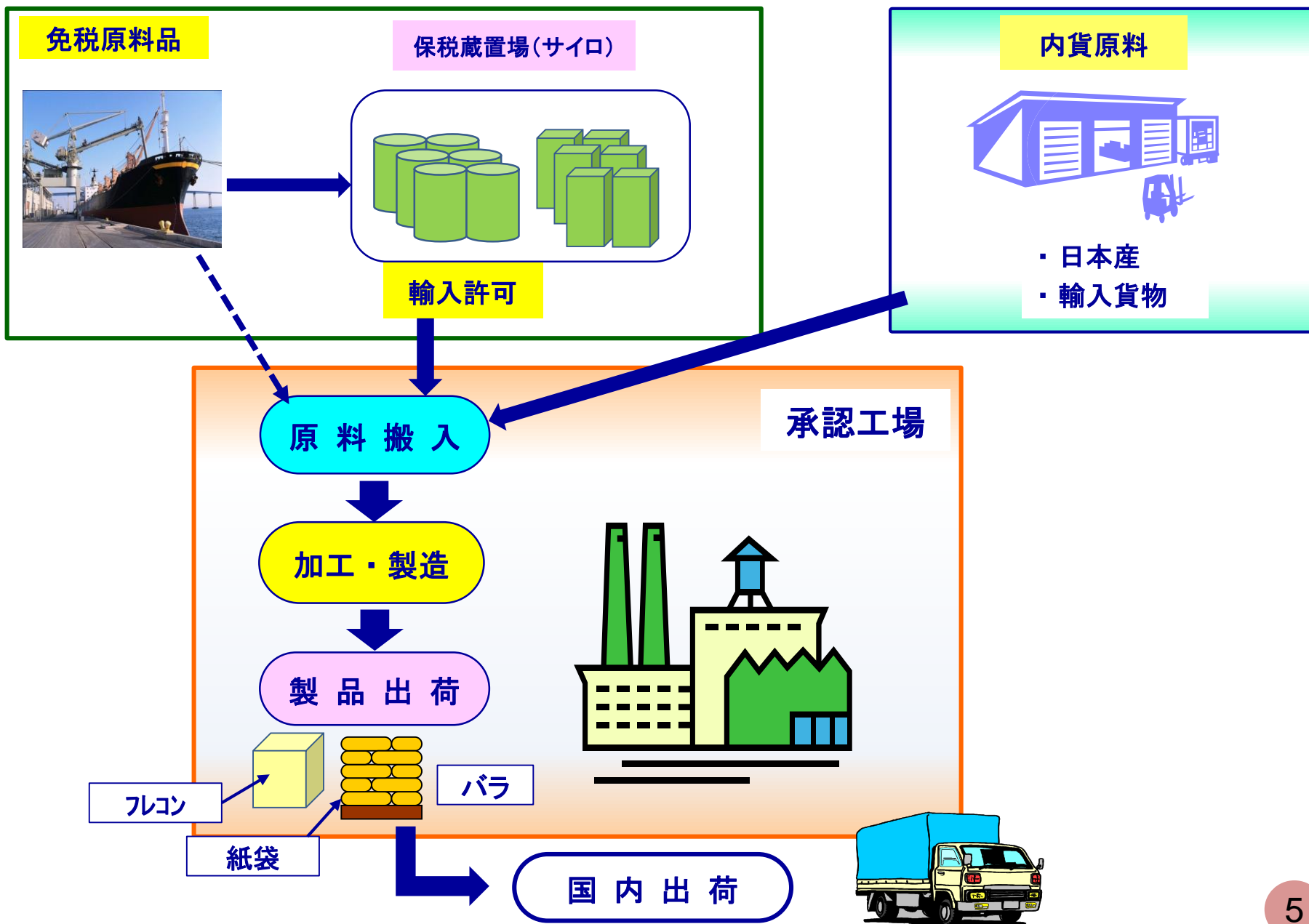
### ① 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること

- イ 申請者が法第13条第1項又は暫定法第9条の2第1項《オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合。
- ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合。
- ハ 申請者が法その他の関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合。
- ニ 申請者が上記のイからハマまでに該当する役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合。
- ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合 (例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等)
- ヘ 製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

### ② 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。

# 貨物の流れ

海外

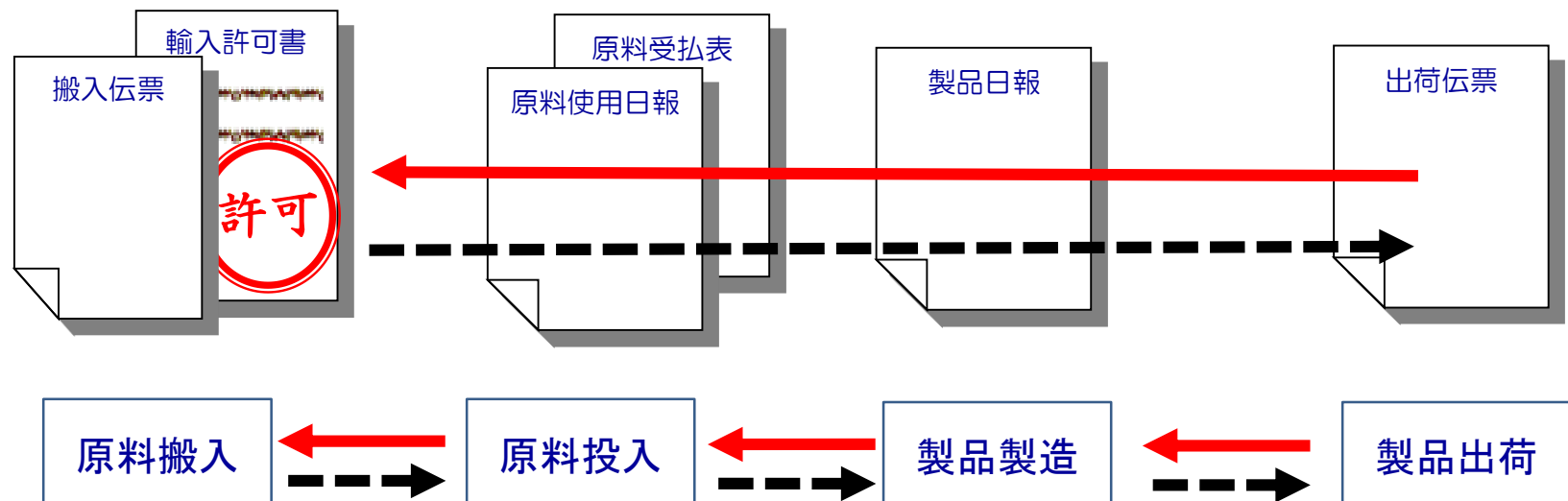


# 大事なこと ①

## ■トレーサビリティ

原料の搬入から製品の搬出まで、関係帳票でトレースできること

製造された製品について、いつ、どれだけの原料が製造工程に投入され、いつ、どれだけの量のものが製品として計上されたものであるかが、明確に分かる体制が整備されていること！



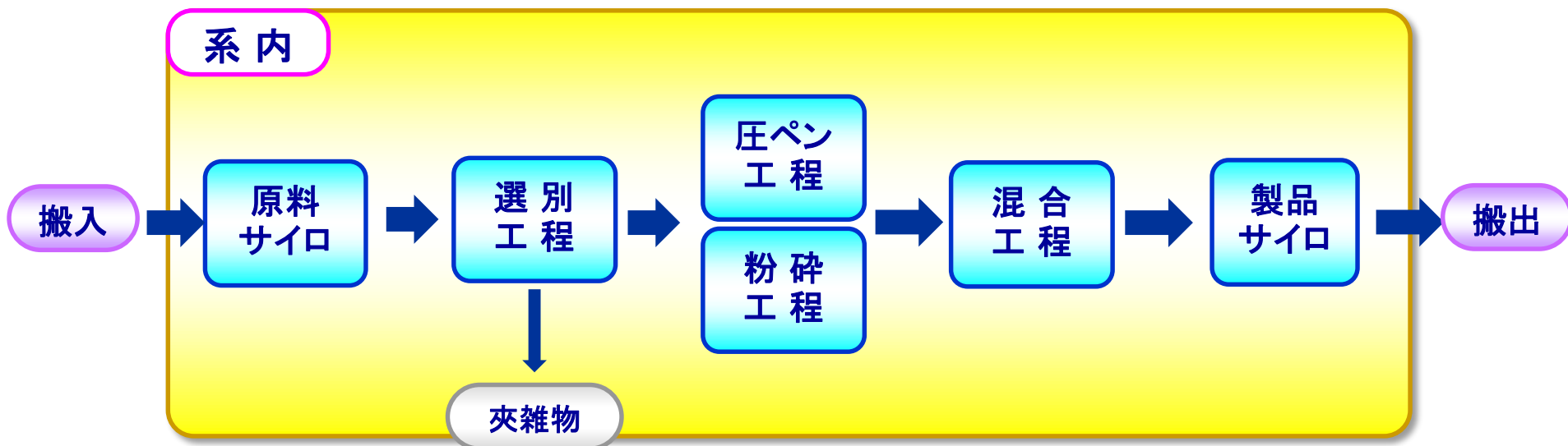


# 大事なこと ②

## ■ 貨物管理

製造工程の系内から系外に出るものが確実に把握できること。

製造工程を一つの系内と考えた場合、その系内から系外にいかなるものの数量が把握できること！



# 主な手続き

▼ 輸入の手続き(限定申告など)⇒ 通常は通関業者！

▼ 原料品の搬入(計量など)



▼ 飼料の製造(粉碎、加熱圧ペン、混合等)



▼ 製品の搬出(バラ出荷は要件に注意)

▼ 棚卸の実施(実施要領あり⇒原料使用数量の確定)



▼ 製造終了届の提出(翌月10日まで)

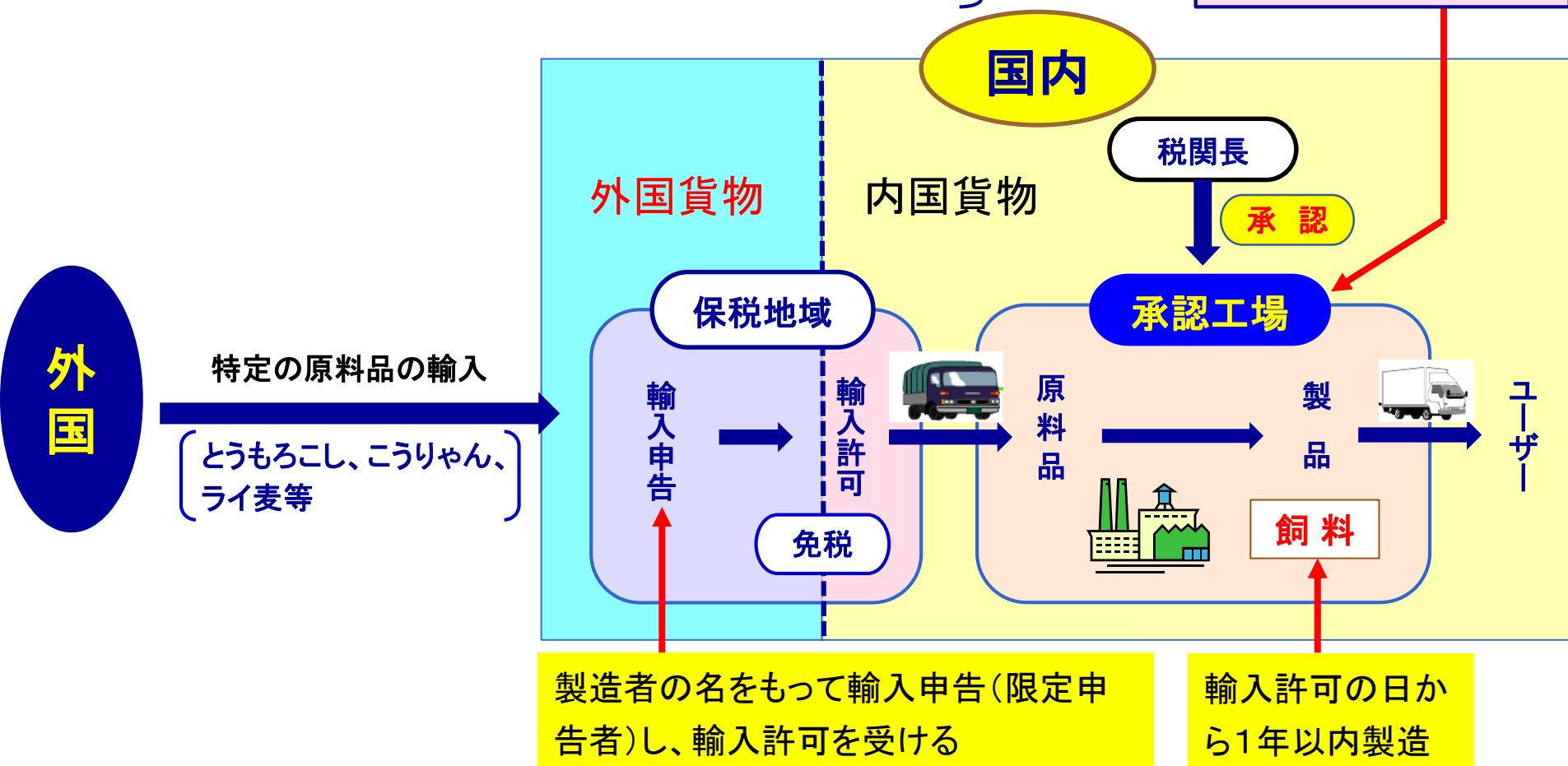
# 免税制度の適用状況の確認

## 【適用要件】

- 特定の原料品を輸入し特定の製品(飼料)を製造すること。
- 特定の原料品の輸入の許可の日から1年以内に税関長の承認を受けた製造工場で製品(飼料)が製造されること。

確認

税関(保稅部門)による検査(帳簿等)

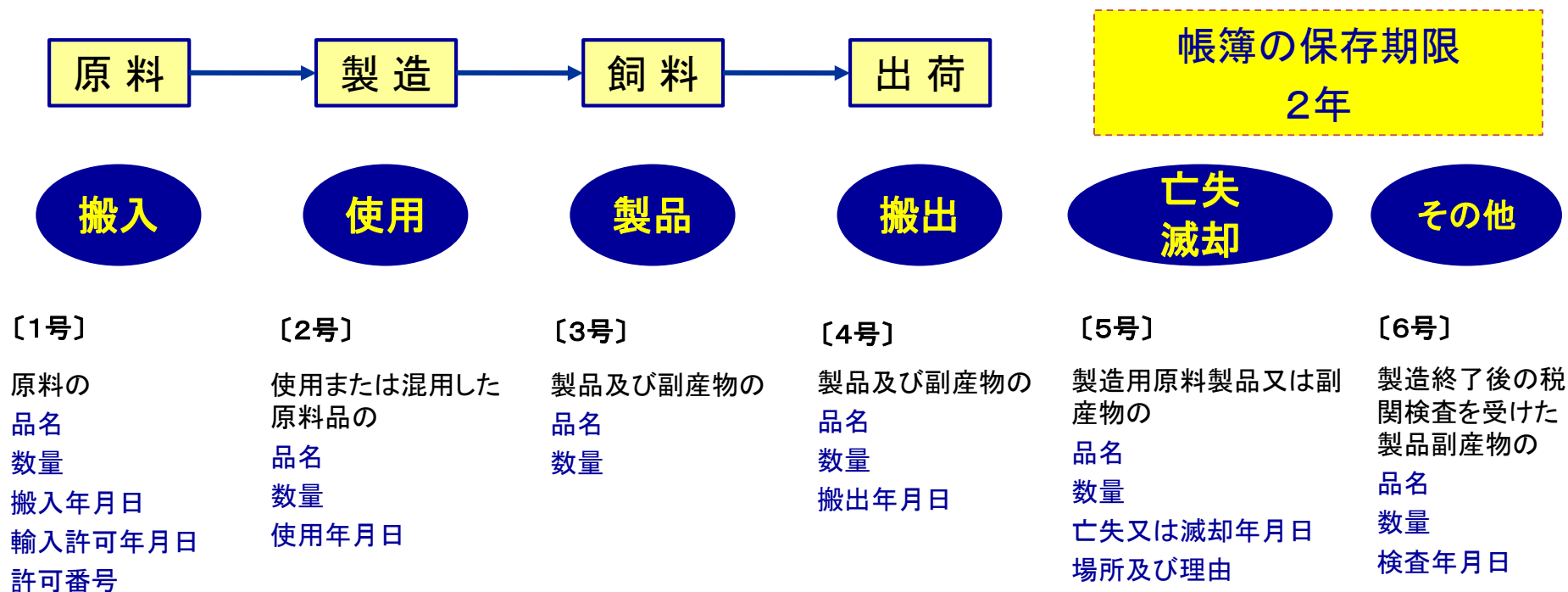


製造者の名をもって輸入申告(限定申告者)し、輸入許可を受ける

輸入許可の日から1年以内製造

# 義務・制限（① 記帳義務）

## ① 関税定率法施行令第12条1項（製造用原料品に関する記帳義務）



## ② 第2項 税関長が必要ないと認める事項は記載を省略することが可能

# 義務・制限（② 用途外使用）

## 【規定】

- 関税定率法第13条第6項
- 同法基本通達13-15
- 関税定率法施行令第10条

## 基本

製造用原料品の  
用途外使用は「禁止」

(例外)

**税関長**の承認を受けたときのみOK！

承認を受けずに  
用途外使用

腐敗・変質  
・原料として  
使用できない

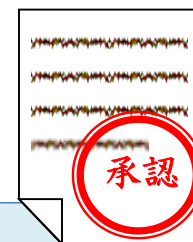
用途外使用  
目的からみて  
やむを得ない

処罰の対象

関税法第112条の2)

◆ 価値の減少がある場合、関税を軽減  
【関税定率法第10条1項】に準じる

1年以下の懲役 又は  
200万円以下の罰金

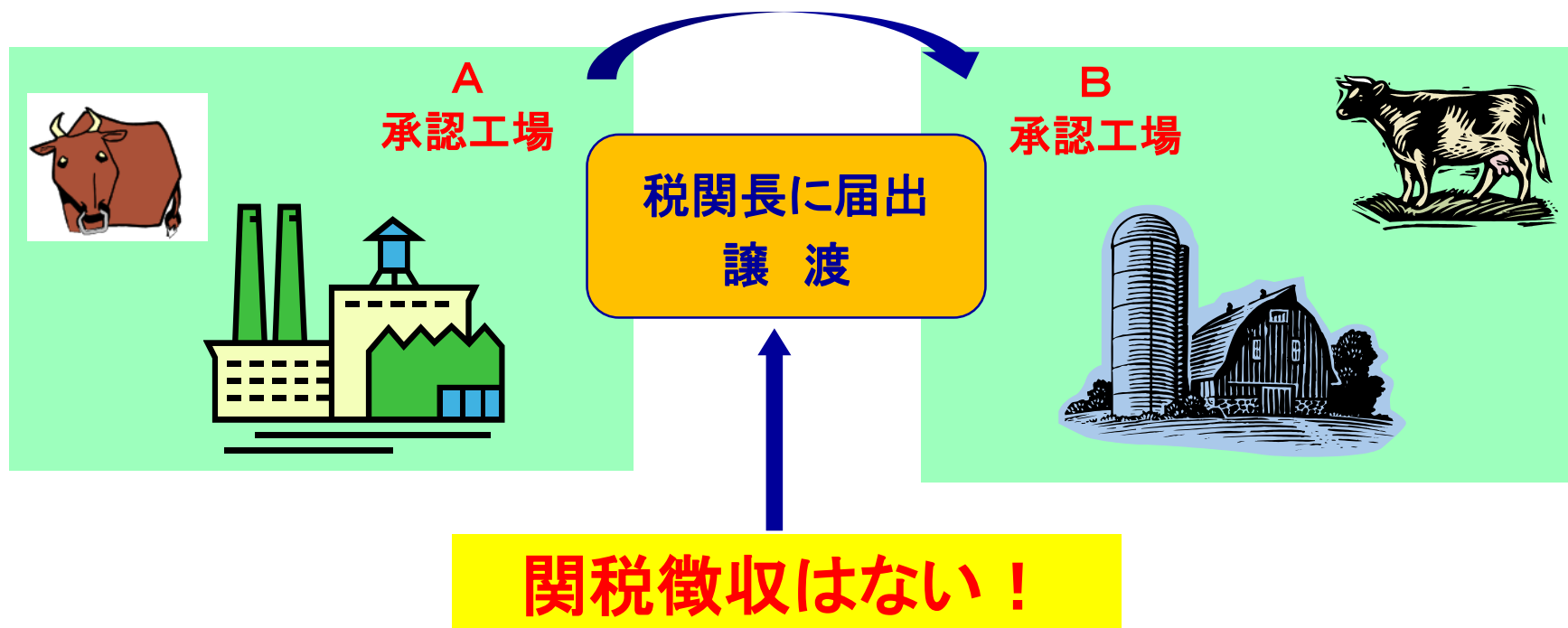


# 義務・制限（③ 譲渡）

## 【規定】

- 関税定率法施行令第11条の2
- 同法基本通達13-19

原料が不足している場合には、必要な手続きを行うことで、他の承認工場から譲り受けることができます。



# 義務・制限（④ 混用使用）

## 【規定】

- 関税定率法第13条第4項
- 関税定率法施行令第8条
- 同法基本通達13-12

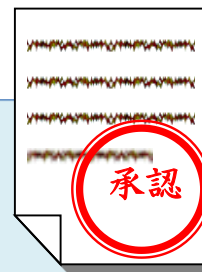
## 基本

### 製造用原料品の混用使用

減免税された  
製造用原料品

+

課税済原料品  
又は  
国産原料品



税関長の承認を  
受けた場合は  
OK!

### 混用使用ではない場合

減免税された  
製造用原料品

+

減免税された  
製造用原料品

その他の内貨原料  
として、取り扱う

加熱圧ペン  
とうもろこし  
(製造終了届提出済)

+

減免税された  
製造用原料品

# 義務・制限（⑤ 同時蔵置）

## 【規定】

- 同法基本通達13-13

飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入（減免税）製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3の例に準じて取り扱う。

昨年度までは「糖みつ」に限定されていた部分を拡大

なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条の規定により記帳を適正に行わせる。

確実な数量の  
測定の実施

+

関税定率法施  
行令第12条の  
記帳義務

確実な数量管理が重要です。

関税基本通達42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）

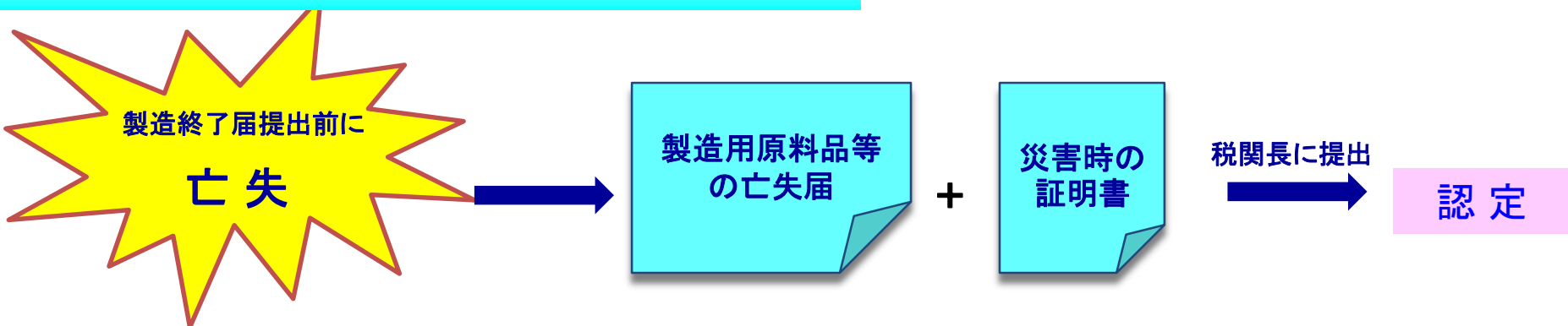
貨物を蔵置する施設において取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物が搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱う。



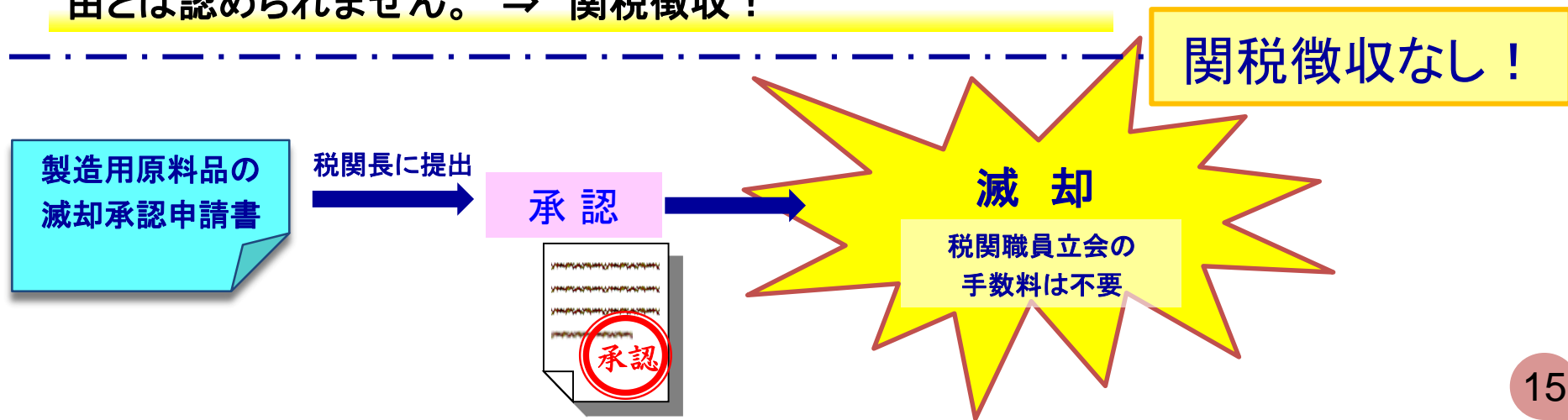
# 義務・制限（⑥ 亡失・滅却）

## 【規定】

- 関税定率法施行令第11条第1項(亡失)
- 関税定率法施行令第11条第2項(滅却)
- 同法基本通達13-17



ただし、単なる亡失(盗難等)は、災害その他やむを得ない理由とは認められません。⇒ 関税徴収！



# 義務・制限 ( ⑦ 関税徴収 )

## 【規定】

- 関税定率法第13条第7項
- 同法基本通達13-16

## 関税を徴収

用途外使用  
(税関長の承認を受け 又は 受けず)  
用途外使用のために譲渡

承認製造工場以外  
の場所で製造

承認を受けずに、  
同種の原料品の混  
用使用

合理的な割合を下回っ  
たとき

輸入許可の日から1年以  
内に製造を終了しない  
製造終了届を提出しない

減却

亡失

譲渡

## 関税を軽減

承認を受けて用途外使用  
する場合で変質・損傷・価  
値の減少がある場合

税関長への承認・届出等が行われた場合のみ  
関税の徴収を免除！！

# 飼料製造の条件

免税原料品の輸入許可の日から  
1年以内に、製品 **(飼料)** を製造

【基本通達13-10】



家畜、家きん、魚類又はその他の産業用動物の飼料として使用されるもの

定率法施行規則の別表に掲げる  
飼料の規格を満たすこと

● これらの規定に該当しない場合には、飼料を製造したものとは看做されないため、税関から用途外使用と判断される可能性があります。

関税徴収

# 飼料規格(施行規則別表)①

◆ポイント:食糧用に適さないような加工を行う必要あり!

配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第2第162号又は第163号に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を含むこと。
2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。) <b>若しくはこれらと同種のほかの原料品又は</b> 、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末 <b>若しくは</b> 麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	リジン塩酸塩の含有量色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。

# 飼料規格(施行規則別表) ②

配合飼料		配合割合
4 その他	前段	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の12%以上であること。
	中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	後段	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上であること。

## 【施行令第6条】

ライ麦、バナナの粉、砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る)、糖みつ、カッサバ芋及び甘しよ生切干(カッサバ芋及び甘しよ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。)

単体飼料  
(施行令6条)

こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

# 飼料規格の例 ①

## 《別表第4号 前段》

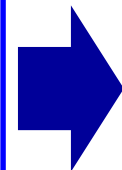
こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が**全重量の12%以上**であること。

### 例示



免税品及び  
同種原料品：粉碎とうもろこし

内 貨：ふすま



88%

12%以上

# 飼料規格の例 ②

## 《別表第4号 中段》

フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が**全重量の2%以上**

### 例示



免税品：圧ペンとうもろこし

内 貨：魚粉、大豆かす など

98%

2%以上

# 飼料規格の例 ③

## 《別表第4号 後段》

こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、  
こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上

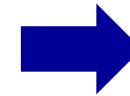
### 例示



免税品：圧ペンとうもろこし

免税品及び同種原料：粉碎こうりゃん

内 貨：アルファアミールペレット



80%

10%

10%

$$\frac{80\%}{80\% + 10\%} \doteq 89\% \geq 50\%$$



# 飼料規格の例 ④

免税品	： 圧ペンとうもろこし	60%
免税品	： 粉碎こうりゃん	10%
内 貨	： ふすま	15%
内 貨	： 大豆かす	15%

① 別表第4項 前段

$$\frac{15 + 15}{100} = 30\% \geq 12\%$$

② 別表第4項 後段

$$\frac{60}{60 + 10} \doteq 86\% \geq 50\%$$

※ 飼料が前段と後段の双方に該当する場合は上位のものから適用される  
⇒ 上記の場合は前段に該当。

# 承認工場の役割と責任 ①

- ◆ とうもろこしの関税率  
50%又は12円/kgのうち、いずれか高い税率

## 例示

とうもろこし(アメリカ産)  
価格: 23,562,000円  
数量: 996,628kg



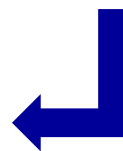
**関税額**  
 $996,628\text{kg} \times 12/\text{kg}$   
 $= 11,959,000\text{円}$



免税制度の適用により  
**11,959,000円の  
関税を免除**

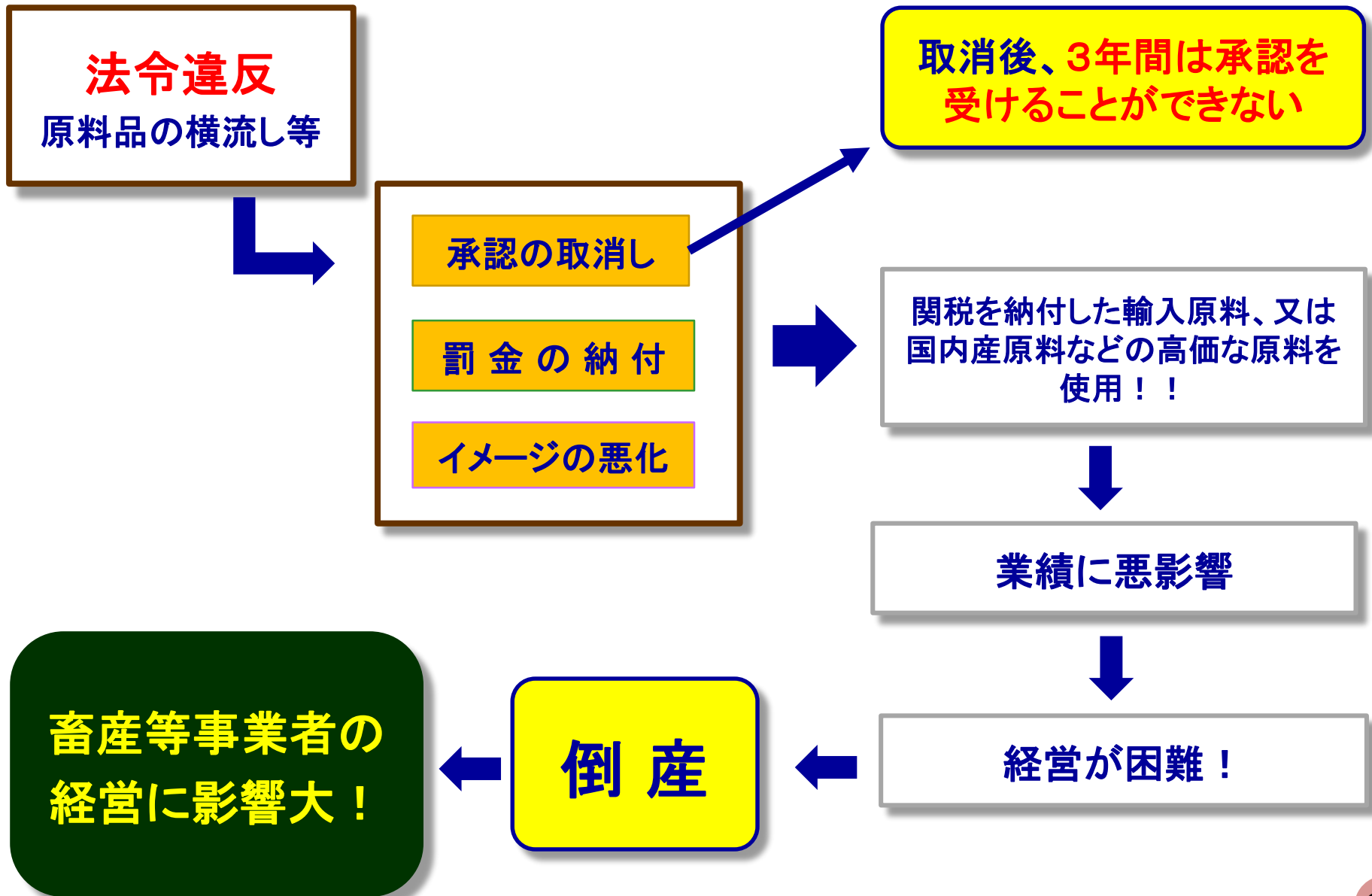


良質・低廉な飼料の  
畜産農家等への安定供給



畜産業、水産業等の育成と  
国民生活の安定等を図る

# 承認工場の役割と責任 ②

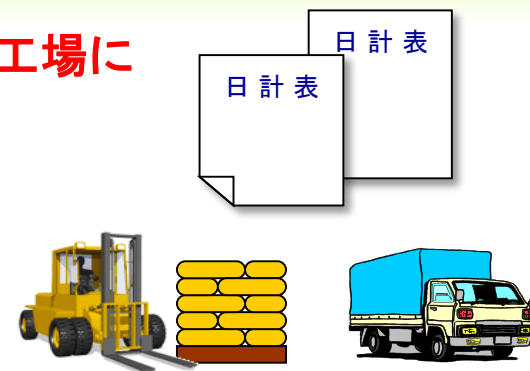


# 製品の出荷

【規定：関税定率法基本通達13-14(1)ニ】

製品の搬出は、取締上支障がない限り、製造終了届の提出前においてもできるものとし、**責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。**

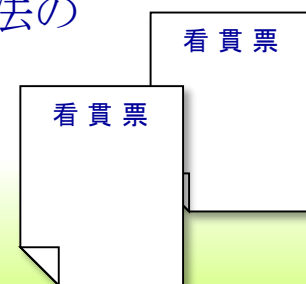
なお、飼料製造工場における「**製品のばら搬出**」については、**次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。**



- ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホップースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、**ホップースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下**でなければならない。

なお、ホップースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

- 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに**看貫票又はこれに代わるものを作成させて、当該飼料製造工場に保管させる。**



# 終了届 ①

## ① 関税定率法基本通達13-14(1)イ~ハ

イ 製品(製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。)の製造終了の届出は、製造終了届2通(保税監督部門用、交付用)を**翌月の10日までに当月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出**することを求めるものとする。

また、前記13-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出する。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。

ハ 上記ロにより検査(審査)が終了したときは、製造終了届1通に検査済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。

# 終了届 ②

## ② 終了届の記載要領(留意点)

- $\frac{\text{理論含有量}}{\text{実使用数量}}$  欄の分子には、「製造終了届明細表」に設けられている、「製造用原料品」

の「理論含有量」欄記載数値の各免税原料品別集計値を計上する。

分母には、**棚卸方式**により確定した各免税原料品別実使用高を計上する。

- **棚卸方式**とは、各免税原料品の月間実使用数量を、以下の計算式により算出把握する方法をいう。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品仕掛数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{免税原料} \\ \text{品の当月} \\ \text{受入数量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品在庫数量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税原} \\ \text{料品仕掛数量} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{当月製造された全銘柄製品の} \\ \text{製造に使用された免税原料品} \\ \text{の実使用高} \end{array} \right)$$

## ■ 暫定法第9条の2承認工場

# 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)①

## ◆定13条承認工場との関係

### ▼ 同様又は準用する事項

- ① 承認要件
- ② 免税条件(1年以内に規格を満たす飼料を製造すること)
- ③ 輸入申告(限定申告者=承認を受けた企業名)
- ④ 記帳義務
- ⑤ 用途外使用(罰則有り:1年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
- ⑥ 譲渡
- ⑦ 亡失・滅却
- ⑧ 関税徴収(⑤～⑦の場合には、税関長の承認等の手続きを要する)



# 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)②

## ◆定13条承認工場との関係

### ▼ 相違する事項

定13条承認工場は全世界向け、つまり、米国、カナダ、欧州などから輸入される、とうもろこし等の免税原料品はすべて対象となるが、EPA承認工場では豪州産であり、かつ、豪州産であるとして輸入許可を受けている麦が対象となります。

# 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)③

## ◆定13条承認工場との関係

### ▼ 相違する事項

- ④ 配合飼料の規格は、定13条承認工場に係る規格と同じですが、EPA承認工場に係る単体飼料について、以下のとおりとなっています。

単体飼料(小麦)	<ul style="list-style-type: none"><li>① ひき砕いたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30パーセント以上のもの)</li><li>② ひき割りしたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30パーセント以上のもの)</li><li>③ 加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの</li></ul>
単体飼料(大麦)	<ul style="list-style-type: none"><li>① ひき砕いたもの</li><li>② ひき割りしたもの</li><li>③ 加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの</li></ul>

# 暫9条の2(日・豪EPA承認工場)④

## 【留意事項】

- ① 日・豪EPA協定に係る免税原料品は、大麦、小麦のみです。
- ② 毎月10日までに提出する製造終了届については、定13条のとうもろこし等と暫9条の2に係る麦を同じ届出書に記載することになります。(承認期間が相違している場合には余白に記載)
- ③ EPA承認工場において、現在、米国産の大麦を使用しているが、今後、豪州産に切替える際に、在庫となっている米国産大麦と豪州産大麦が原料タンク内で混じる場合には、同時蔵置となります。

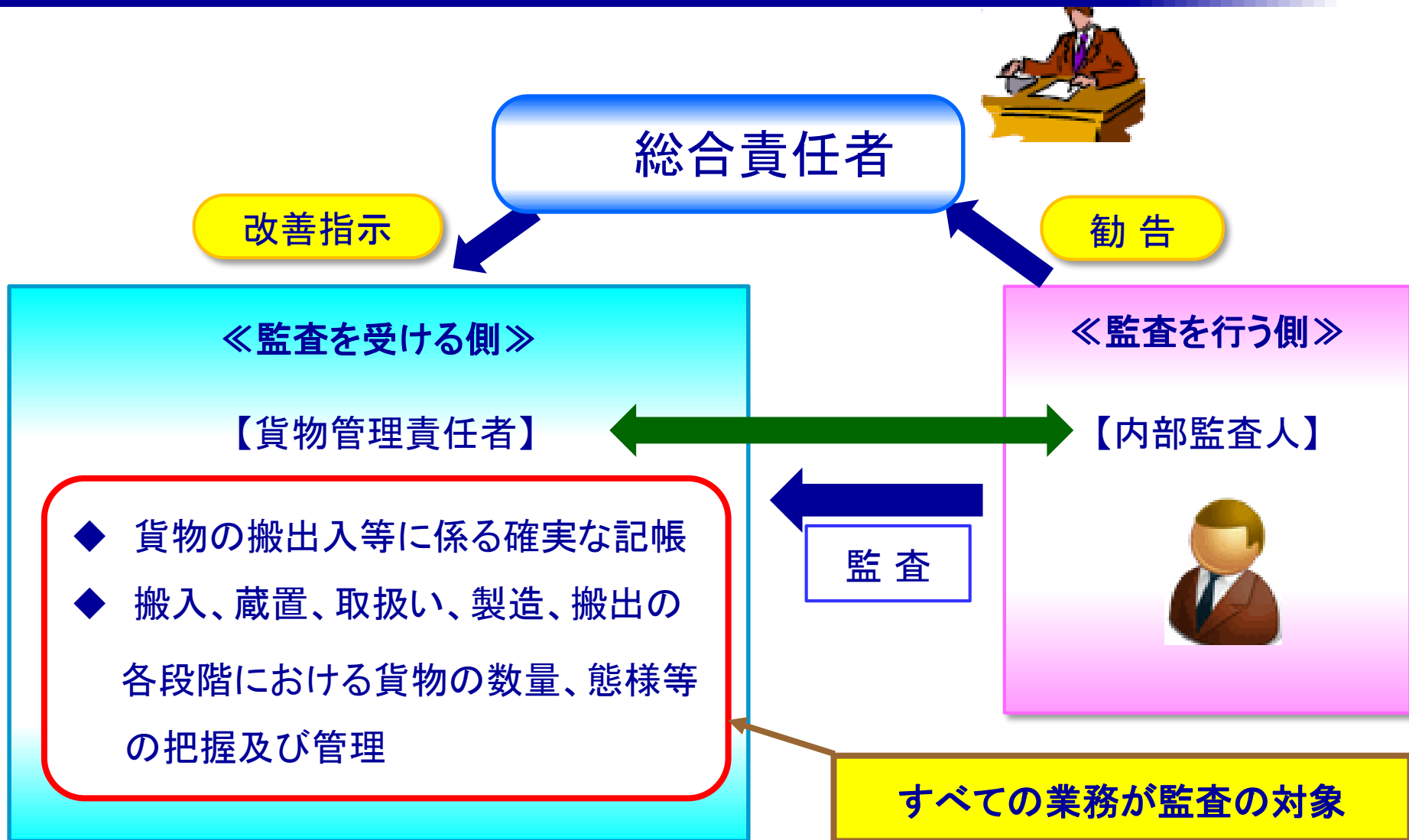
このような場合には、豪州産大麦をタンクに搬入する前に、必ず、米国産在庫数量を検尺のうえ数量を確定した後に、同時蔵置を行ってください。

また、このような場合には、**事前に税関へ相談**していただくよう、お願いします。

なお、上記の同時蔵置となる場合には、混用使用となる可能性があり、その場合には**事前に承認を受ける必要があります**ので、留意願います。

# ■ 承認工場における内部監査

# 内部監査における責任者の立場



# 内部監査とは ①

## ■ 内部監査とは

- 内部監査とは、
  - 企業等の組織体における目標達成に向け効果的に役立つことを目的として
  - 組織体の諸活動の遂行状況を合法性と効率性の観点から、  
公正、かつ、客観的な立場で検討・評価し、
    - 問題となる点等を見出し、特に改善が重要と思われる事項について、  
組織の **自助作用** として助言・勧告を行う組織内の独立した機能  
ということができると思います。

# 内部監査とは ②

## ■ 企業活動

- コンプライアンス（ルールに沿った企業活動）
- **コーポレートガバナンス（企業統治）**

この他に  
「CSR(企業の社会的責任)」  
も重要ですね！

- ◆ 企業の経営方針を如何に実行するか ⇒ マネジメント
- ◆ 経営状況を如何に管理・監督するか ⇒ **内部統制**

企業のシステムが健全に機能しているかを審査！

**内部監査** ・ 外部監査



企業にとって「**内部監査**」はとっても重要なものです！

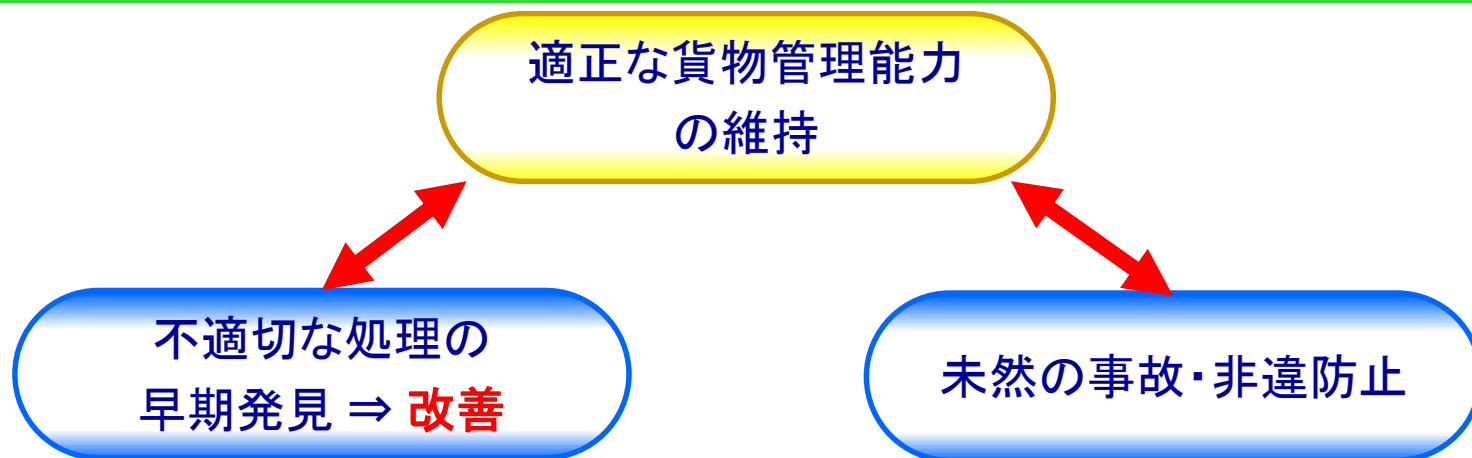
# 内部監査の目的

## ■内部監査の目的

### ◆基本通達34の2-9(社内管理規定の整備)

#### (7)評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。





# 内部監査人について

## ■望ましい内部監査人像

- ▼ **社内管理規定等により、権限付与(高い独立性)**  
他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行します。
- ▼ **保稅業務に精通(十分な専門知識)**  
職責を果たすために、十分な知識、技能及び能力を有する必要があります。
- ▼ **関稅法上役職等の限定規定なし**  
会社法等で言う監査役、會計監査人等である必要はありません。

- ・ 独立性
- ・ 十分な知識



誰かいない  
ですか！！

## ■基本通達上の規定

- ▼ **社内管理規定の整備：基本通達34の2-9(7)**  
内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。
- ▼ **保稅業務を委託する場合の範囲：基本通達34の2-11(2)**  
総合責任者、貨物管理責任者・・・、内部監査人は被許可者の従業員であること。
- ▼ **許可の際に付する条件：基本通達42-11(6)**  
内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出する。

# 内部監査人の手法・心構え

## ■模範的な監査手法

### ▼ 監査計画の作成

- ・ 貨物管理の実態把握(貨物の種類、業務量、人員・勤務体制、台帳の種類等)
- ・ CP履行状況の把握(CPの内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等)

### ▼ 評価基準の作成

- ・ 効率的な監査のためのチェックリストの活用

### ▼ 監査結果の報告とフォローアップ

- ・ 総合責任者等の幹部及び受検者への報告並びに税関への報告
- ・ 社内でのフォローアップ体制の確立及び的確な改善策等の提言



## ■監査人としての心構え

- ▼ 客観的な視点で、なれあいではなく、毅然とした態度で臨みます。
- ▼ 原則、担当者へのヒアリングを行い、質問は具体的な内容にします。



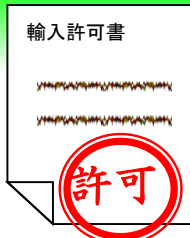
# 保税業務(搬出入)と内部監査 ①

■搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 搬入関係書類(輸入許可書、送り状等)と貨物との対査確認は確実に行われていますか。
- ・ 搬出関係書類(出荷伝票等)と貨物との対査確認は確実に行われていますか。

担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを聞くことも効果的です！



■搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 帳簿への記帳は手順書等に基づき、速やかに適正な処理が行われていますか。
- ・ 記帳を行う際の書類は、確認書類として適正な書類と言えるものですか。



# 保税業務(搬出入)と内部監査 ②

## ■CPと実際の搬出入手続きとは一致していますか。

### 【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図、担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が社内業務手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

・ 担当者が変更した後に不適切な処理に至る 場合が多いので、担当者の引継ぎは確実に 行ってください！！



## ■搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じていますか。 また、その措置は効果的ですか。

### 【確認方法(例示)】

- ・ 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断します。

保税運送承認書

保税台帳

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

## ■CPと実際の搬出入手続きを一致させるためにどのような措置を講じていますか。 また、その措置は効果的ですか。

### 【確認方法(例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのような手続きが記載されているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。

# 保税業務(蔵置管理)と内部監査 ③

■ 帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 帳簿上の数量と実在庫数量は一致していますか。



現場での実在庫の確認が重要です。



■ 保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないですか。

(サイロなど蔵置場の許可を受けている場合)

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識していますか。
- ・ 保税地域のエリアが明確に判る措置(表示、線引き等)がとられていますか。(表示等が消えかけていないか)

通関担当者が保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させた事案も過去に発生していますので注意願います。



# 保税業務(蔵置管理)と内部監査 ④

■CPと実際の在庫管理手続が一致していますか。

担当者はだれですか。



【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図や担当者名簿に記載された担当者により管理業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続を行っているかを確認していますか。

■CPと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じていますか。

また、その措置は効果的ですか。

【確認方法(例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングのうえ、認識度を確認します。
- ・ 月末に棚卸しを行っているか、また、その際の記録は保管しているかを確認します。

社内管理規定

~~~~~  
~~~~~

# 保税業務(蔵置管理)と内部監査 ⑤

■CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じていますか。また、当該措置は効果的ですか。

## 【確認方法(例示)】

- ・ 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分ですか。
- ・ 警備会社に委託している場合に、警備会社からの報告は定期的に行われていますか。
- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

- ・ 施設の種類(建屋、野積場等)によって、保全体制が変更することにもなる可能性がありますので、不明な場合は、税関へ相談願います。
- ・ 盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が生じますのでご注意ください。



# 保税業務(記帳管理)と内部監査 ⑥

■ 輸入許可書、送り状等、  
又はその写しが整理・保存されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 必要な書類は保存されていますか。また、保存期間は適切ですか。

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、  
現物を確認してください。



■ CPと記帳手続が一致していますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 体制組織図、担当者名簿に記載された担当者により業務が行われていますか。
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認していますか。

## ■ 記帳の重要性

関税定率法では、令第12条により、製造工場の承認を受けた者に対して、製造工場に出し入れされる貨物及び製造作業に関する状況を明確に記帳することを義務付けし、これによって、製造用原料品の状況が明らかとなり、同法の予定する適正な貨物管理を確保しうるものであり、「自主管理の根幹」となっています。





# 保税業務(製造管理)と内部監査 ①

■配合飼料が、飼料規格どおりに製造されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 免税原料品が、輸入許可の日から1年以内に製品(飼料用)を製造していますか。
- ・ 定率法施行規則の別表に掲げる飼料の規格を満たしているかを確認していますか。

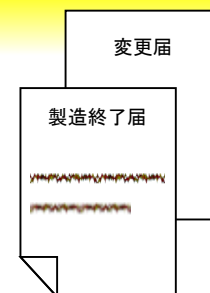
・ 担当者が変更した後に不適切な処理に至る 場合が多いので、担当者の引継ぎは確実に 行ってください！！



■税関への報告が確実に実施されていますか。  
また、その結果は責任者に報告されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 当月分の製造実績(製造終了届)が、翌月の10日まで税関へ報告されていますか。
- ・ 製造工程を変更していませんか。  
また、変更した場合には、その内容を税関へ届け出ていますか。



# 保税業務(製造管理)と内部監査 ②

■ 製造に関する関係書類等が、整理・保存されていますか。

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物を確認してください。



【確認方法(例示)】

- ・ 必要な書類は保存されていますか。また、保存期間は適切ですか。

■ 税関への手続が適正にされていますか。

【確認方法(例示)】

- ・ 製造用原料品が、税関の承認を受けずに特定の製品(飼料)の製造以外の用途に使用されていませんか。
- ・ 製造用原料品が、税関に届け出ることなく、他の承認工場に譲渡されていないかを確認していますか。
- ・ 製造用原料品が、税関の承認を受けずに混用使用された実績がないかを確認していますか。



# 保稅業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ①

## ■通報体制の履行状況は適正に行われていますか。

### 【確認方法(例示)】

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切になされていますか。
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制についての更新も適切になされていますか。
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されていますか。

休日における税関への通報先も忘れずに！



## ■従業員(下請事業者を含む)に対する社内研修は十分に実施されていますか。

また、その結果は責任者に報告されていますか。

### 【確認方法(例示)】

- ・ 部内研修の開催結果を記録として保存されていますか。
- ・ 部外研修会やMOU連絡会等への参加記録は作成・保管されていますか。  
また、その内容は社内等で共有されていますか。
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改定していますか。

研修実施報告書

# 保税業務(通報体制・教育訓練)と内部監査 ②

■貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分ですか。

【確認方法(例示)】

- ・社内部門間の連絡体制は、社内管理規定等に基づいて適正に運用されていますか。

■税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されていますか。

【確認方法(例示)】

- ・定例ミーティングの機会等を利用し、周知徹底が図られていますか。



特に、税関による業務検査時の指摘・指示事項について、迅速かつ的確に改善されているかを確認願います！

# 保税業務(その他)と内部監査 ①

## ■貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われていますか。

### 【確認方法(例示)】

- ・ 製造用原料品及び製品の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は、立ち会っていますか。
- ・ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告されていますか。
- ・ 不適正な税関手続等があった場合には総合責任者に報告がなされていますか。



## ■問題となる業務委託はないですか。

契約内容、期間を確認することも大事です。

### 【確認方法(例示)】

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結していますか。
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないことを確認していますか。
- ・ 蔵置場の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握していますか。

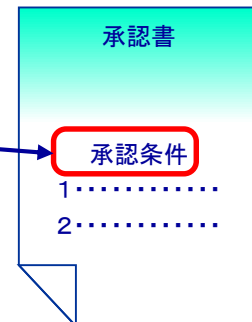


# 保税業務(その他)と内部監査 ②

- **承認条件** に記載されている保税の手続は適切に行われていますか。

## 【確認方法(例示)】

- ・ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は遅滞なく提出されていますか。
- ・ 製造工場に出し入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿が保存されていますか。
- ・ 承認内容に変更した場合、税関の承認又は届出を提出されていますか。



- 税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分ですか。

## 【確認方法(例示)】

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるための研修を行っていますか。
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されていますか。
- ・ 業務手順書が整備され、有効に活用されていますか。

# 最後に

## ご清聴ありがとうございました。

長崎税関管内においては、皆様のご協力をいただき、今後とも、制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、不明な点等があれば、当部門までご連絡ください。

また、税関では皆様からの情報提供をお願いしております。「いつもと違う」等不審に思うことがございましたら、管轄署所又は0120-461-961までご連絡ください。ご協力をお願いいたします。

長崎税関監視部保税地域監督官

TEL：095-828-8656

E-mail：nagasaki-kan\_kanri@customs.go.jp

【手続等に関するお問い合わせ先】

長崎税関監視部統括監視官(検査部門)

TEL：095-828-8737

**この貨物・・・**  
**いつもと違う？**

**まずは税関へ！**   
**密輸ダイヤル 0120-461-961**

ささい  
些細なことでも  
お気軽にお電話を！

保税取締官